

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年9月25日(2023.9.25)

【公開番号】特開2023-120807(P2023-120807A)

【公開日】令和5年8月30日(2023.8.30)

【年通号数】公開公報(特許)2023-163

【出願番号】特願2022-23875(P2022-23875)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月14日(2023.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が入球可能なアウトロとを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、前記アウトロに対応するアウト表記が設けられたアウト表記部を有し、前記アウト表記は、少なくとも表記本体と、該表記本体の周縁に設けられている周縁部とにより文字あるいは記号が形成されたものであり、

前記表記本体は、前記周縁部よりも外側の所定領域に比べて透光性が低くなるように形成されてなる

ことを特徴とする遊技機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機のような遊技機には、打込まれた遊技球が流下する遊技領域に、遊技球の入球により所定の特典を付与する複数の入賞口と、遊技領域の下端において開口しており何れの入賞口にも入球しなかった遊技球を遊技領域から排出するアウトロと、が設けられている。この種の遊技機として、遊技領域の下端に設けられているアウトロの他に、遊技領域の途中にアウトロが複数設けられているものが知られている(例えば、特許文献1)。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

しかしながら、アウトロが複数設けられていると、入賞口とアウトロとの区別が付き難くなり、遊技者によってはアウトロを入賞口と勘違いして、入球したのに特典が付与され

50

ないことで苛立ちを覚え、遊技に対する興趣を低下させてしまう恐れがあった。このような問題に対して、アウトロであることを表記することが考えられるが、アウトロの表記が目立つと、遊技者に対して違和感を与えてしまい、遊技に対する興趣を低下させてしまう恐れがある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【特許文献1】特開2019-136134号公報

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、アウトロの表記により興趣の低下を抑制させることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本願発明は、

遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が入球可能なアウトロとを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、前記アウトロに対応するアウト表記（アウト表記2050）が設けられたアウト表記部を有し、

前記アウト表記は、少なくとも表記本体（表記本体2051）と、該表記本体の周縁に設けられている周縁部（周縁部2052）とにより文字あるいは記号が形成されたものであり、

前記表記本体は、前記周縁部よりも外側の所定領域に比べて透光性が低くなるように形成されてなることを特徴とする（段落5072、5195、図346等を参照）。

また、本願発明とは別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1：遊技機において、

「遊技球により遊技が行われる遊技領域を有する遊技盤を前方から着脱可能に支持している本体枠と、

前記遊技領域を前方から視認可能とする窓部を有し、前記本体枠に対して前方から開閉可能に設けられている扉枠と

を具備している遊技機であって、

前記扉枠は、

前記窓部の下辺に沿って左右に延びている第一補強部を有する補強板金ユニットを備え、

10

20

30

40

50

前記第一補強部は、
前記窓部の開口面と平行な基板部と、
該基板部の上端縁から後方へ延出している上フランジ部と、
該上フランジ部の後端縁から上方または下方へ延出している後フランジ部と
を備えている」ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

10

【0 0 4 2】

このように、本発明によれば、アウトロの表記により興趣の低下を抑制させることが可
能な遊技機を提供することができる。

20

30

40

50